

2017 年度『みなし自由脱退』のお知らせ

生協法及び定款に基づき、組合員は氏名・住所変更があったときは、速やかに届出なければなりません。住所変更届が3年間行われなかったときは、定款第10条に基づき脱退の予告があったものとみなし、理事会で脱退処理を行い事業年度末に脱退となります。その結果は総代会に報告します。

1月生協理事会で2017年度対象者名簿を確認しました。1月～2月医療生協組合本部に対象者名簿を備え置きます。生協組合員で閲覧希望の方は、所定の手続きを行ったうえで閲覧することができます。不明の点がありましたら医療生協組合本部にお問合せ下さい。

(連絡先) 鳥取医療生活協同組合 組合本部 (TEL) 0857 (24) 6161

2018年1月 鳥取医療生活協同組合

組合長理事 守山 泰生